

健危第1705号
令和7年7月17日

公益社団法人神奈川県医師会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機・感染症対策課
感染症対策担当課長
(公印省略)

麻しんの流行に伴う注意喚起について（協力依頼）

日頃より、本県の感染症対策の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

県内の今年の麻しん報告数は、第27週（6月30日～7月6日）時点で累計40例となり、2019年以来の広がりを見せています。患者が不特定多数の方と接触した可能性のある事例も複数報告され、県所管域における健康観察者数は7月9日時点で343人にのぼり、保健所設置市分を合わせると1,000人を超えると推定される状況となっています。

こうした状況の中で、医療関係者（事務職、医療職、学生を含めて、受診患者と接触する可能性のある常勤、非常勤、アルバイト、実習生、指導教官、業務として医療機関に出入りする者等に加えて、救急隊員、処方箋薬局で勤務する者を含む）は麻しん患者と接触する可能性が特に高いと考えられます。

麻しんの感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染であり、症状出現前から感染力があり、感染力が非常に強いことも考慮すると、麻しんの予防接種歴等（罹患歴、予防接種歴、抗体検査結果）が確認できていない医療関係者が、N95マスク等の予防策を講じずに麻疹患者と接した場合、影響が甚大であることから、十分な対策を講じる必要があります。

関連学会のガイドラインにおいて、迅速な感染対策を講じるためには、平時から医療関係者についても予防接種歴等を記録から把握しておくことが重要とされています。

つきましては、発熱や発疹を呈する患者を診察する際は、麻しんの可能性を念頭に置いた感染対策を講じるとともに、改めて全ての医療関係者の予防接種歴等の把握を徹底していただきますようお願いいたします。

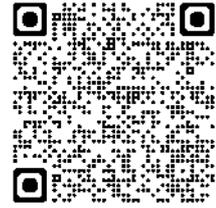
上記につきましては、公益社団法人神奈川県病院協会、一般社団法人神奈川県精神科病院協会、消防機関、公益社団法人神奈川県薬剤師会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本保険薬局協会あて別途通知しておりますことを申し添えます。

なお、診察で麻しんが疑われると判断された場合は、速やかな届出とともに、検体採取と患者・保護者への説明を実施していただきますよう、お願いいたします。

【参考】

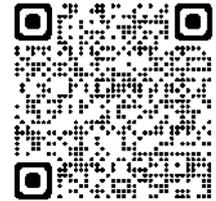
≪発生動向等≫

- ・ 神奈川県麻しん情報
(神奈川県衛生研究所(感染症情報センター))
https://www.pref.kanagawa.jp/sys/eiken/003_center/0005_ryukou/masin/250711_masin_02.html



≪ガイドライン≫

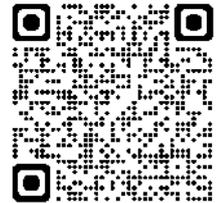
- ・ 医療関係者のためのワクチンガイドライン 第4版
(一般社団法人日本環境感染学会ワクチン委員会)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/vaccine-guideline_04-2.pdf



- ・ 医療機関での麻疹対応ガイドライン第七版
(国立感染症研究所感染症疫学センター)
https://id-info.jihs.go.jp/relevant/vaccine/measles/040/medical_201805.pdf



- ・ 医師による麻しん届出ガイドライン 第五版
(国立感染症研究所感染症疫学センター)
https://id-info.jihs.go.jp/relevant/vaccine/measles/040/guideline03_20230516.pdf



≪検体採取と患者・保護者への説明≫

- (県所管域における対応)
- ・ 麻しん・風しん PCR 検査診断に係る検体採取法等について
https://www.pref.kanagawa.jp/sys/eiken/003_center/0009_sample/sample/sample_Measles-Rubella_001.pdf



- ・ 神奈川県における麻しん・風しん診断後の対応フロー
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/24910/flow.pdf>



問合せ先

感染症対策連携グループ 畑崎、横山

電話 045-210-1111 (内線5244)